

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

VI 労働判例の動向

2 下級審重要判例

〔日産自動車事件(東京高裁昭五七・一・二〇判決労判三八六)〕

一会社内に二つの組合が併存している場合に、組合専従問題についての交渉のもつれから、会社が一方の組合にのみ組合事務所・掲示板を貸与し、他方には貸与しなかったことが不当労働行為として争われた事件である。初審命令は、専従問題等の事前解決に固執することなく貸与することを命じたが、会社側はこれを不服として行訴を提起、一審判決は、「使用者が組合からの組合事務所等の貸与の申入れに対し、これを貸与するかどうかはその自由に任されている」との基本的立場を示しながら、結論として労委命令を支持、訴を棄却した。二審判決も、左記判旨が示すように、本件の事実関係の下においては会社の主張する貸与拒否の理由は、他方組合にたいする事務所等の貸与を差別する合理的理由となりえないこと、本件命令は労働委員会の裁量権の範囲内として支持しうる、として一審判決を支持、控訴を棄却した。

〔福岡県教委事件(福岡高裁昭五六・一一・二七判決労判三七六)〕

福岡県教組は、昭和四七年五月一九日、四八年四月二七日、同七月一九日の三回にわたり、いわゆる人確法案・教頭法案反対のため日教組指令により時限ストをおこなった。これにたいし県教委は、五〇年二月五日付をもってストに参加した教職員一四三三人を減給・戒告処分とした。ところでスト当時は地教行法三八条について、文部省は「処分内申の内容にすべて拘束されないが、内申をまたずにした処分は違法」との三一年通達を出しており、田川、大牟田、行橋三市と碓井町教委は処分内申をおこなわなかった。しかし、四九年に「一〇・四通達」が出て、内申抜き処分を認めることとなったため、県教委は全国で初めて内申抜き処分を実施した。福教組大牟田支部長ら五人が処分取消しを求めて提訴したところ、一審(福岡地判昭五二・一二・二七)は、本件各処分を無効として請求を認めた。

控訴審で福岡高裁は、「内申するか否かにつき地教委の自由裁量を認めることにより、任命権の行使を地教委の内申に絶対的に拘束させようとしたものとは解せない」とし、内申抜き処分を適法として一審判決を取り消した(本件は上告中)。

〔その他の重要判例〕

北辰電機製作所事件(東京地判昭五六・一〇・二二)、日本シェーリング事件(大阪地決昭五六・九・二八)、済生会中央病院事件(東京高判昭五六・九・二八)、日本化学工業事件(東京地判昭五六・九・二八)、御国ハイヤー事件(高松高判昭五六・九・二二)、黒川乳業事件(大阪地判昭五七・一・二九)、学習研究社事件(東京地決昭五七・四・三〇)、電電公社帯広局事件(釧路地裁帯広支判昭五七・三・二四)、ノースウェスト航空事件(東京高判昭五七・三・二四)など。

【参考資料】(1)年度別の労働判例通覧として、秋田成就編「八一・八二年度各重要判例総覧」(雑誌『労働判例』特集号)、「昭和五六年度重要判例解説」(『ジュリスト』別冊)、『法律時報』「判例回顧」、(2)労働判例の掲載誌として『労働判例』(産業労働調査所)、『労働関係民事裁判例集』(最高裁事務局編)、『労働法律旬報』(労働旬報社)、『判例評論』(判例評論社)、『労働判例速報』(日経連)、(3)労働委員会命令については『別冊中央労働時報』(労委協会)

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
